後漢末の弓矢乱射事件と応劭の刑罰議論

佐 藤 達 郎

はじめに

た。本稿ではこうした大きな枠を踏まえつつ、一つのケース・スタディとして漢末に起きたある事件を取り上げ、そ(コ) 来からも注目され、そこでは特に儒教的な礼教意識の高まりと、礼的規範としての法典成立との関係が強調されてき の大きな画期のあったこともよく知られている。こうした、文化史上の転換と法制史上の潮流との関係については従 おける大きな転換のあったことは周知の通りである。一方、この時期に魏新律の編纂、泰始律令の成立など法制史上 の事件をめぐって当時を代表する知識人のひとり応劭の展開した議論をもとに、法と社会秩序をめぐる当時の思潮の の言葉にも示されるように、後漢末から魏晋時代にかけての時期、社会上の巨大な変動とそれに伴う思想・文化面に 「学術の変遷の上に在る者、三国の際より劇しきは莫し」(王国維「漢魏博士考」:『観堂集林』巻四)。この王国維

端をうかがってみたい。

1 事件の概要

すとともに、 記す『続漢書』 後漢末、霊帝の光和年間(A.D. 178~183)、洛陽で一人の男が宮殿の門に矢を射かける事件が起きた。この事件を 応劭自身の、この事件に対する意見が述べられている。文意を明確にするために、敢えて現代語訳で示 五行志では、さらに劉昭注に応劭の 『風俗通』佚文を引き、そこではより詳しく事件の次第につき記

そう。

と、それに続く袁紹らの宮廷焼き討ち事件を指す)。[夜龍の一件は、この事件の予兆だったのである。] 軍は敗れ、数千人が殺され、洛陽宮の宮人たちは尽く焼死してしまった(霊帝没後の何進によるクーデタ失敗 軍の何苗は兄の大将軍・何進とともに軍を率いてにらみ合い、互いに攻撃して宮門のたもとで戦い、苗は戦死し て射かけました」とのことであった。いわゆる射妖(射撃にまつわる奇怪事)のたぐいである。その後、車騎将 束して尋問したところ、答えて言うには「貧しい暮らしで借金を負い、生きていても楽しくないので弓矢を買っ 霊帝の光和年間、 洛陽の平民男性の夜龍なる者が、弓矢で宮殿の北門を射撃する事件が起きた。吏が身柄を拘

を自認した。そこで朝廷では中常侍・尚書・御史中丞・直事御史・謁者・衛尉・司隷校尉・河南尹・洛陽令を現 そこで弓矢を携えて玄武門の東側の闕 借りに来るので嫌になり、とりあえず千銭を渡した。龍はこれを不満に思い、陽の家を破滅させようと企んで、 注:『風俗通』にいう。 龍は兄の陽に臘銭 (門楼)に射かけ、矢を三発発した所で吏と兵士に取り押さえられ、 (歳末の臘祭のための銭)を無心し、陽の側では、 龍がしきりに金を

対外的には強大な斉国に奪われた土地を回復し、国内では三桓氏の威勢を削ぐことができました(『史記』孔子 兆をも取り除くことに努めると、 法大臣)に就任したのは、 厄の予兆を未発のうちに防いだのです、ましてやかくも明白に不善の萌しが現れては、手を打たずにいられまし 通達したその処置を称えたのでした。いま、龍の犯した事件によって朝廷内外は騒然としております。邴吉は大 ければきっと災厄が起こることを懸念したからです。かくして彼の属僚たちは感服し、 を尋ねた(『漢書』丙吉伝)のは、決して人を軽んじ畜類を重んじたからではありません。陰陽の気が調和しな 安令の管轄ゆえ宰相の任ではない、としましたが、一方、わざわざ車を止めて、牛があえいで舌を出 て言った、「かつて丞相の邴吉は、道で諍い事が生じて死傷者が出ているのを放置し、闘傷のことは京兆尹・長 ない。ここはまず、他の府 たびの異変の調査に参加させるべきであります。」鄧盛が答えるには、「盗賊の取り締まりは、 歩む者は小走りで[恭謙の意を表して]通り過ぎるのであります。しかるを今、龍はあえてそこに矢を射かける こに教令を掲げて、民に礼と規範を教えるためであります。ゆえに車に乗る者もここを通過するときは下車し、 鄧盛にこう申し上げた。「そも、礼制の上で闕をしつらえるのは、 場に派遣した。応劭はときに太尉府の議曹掾 を大事件と申しますに、どうしておそばで叛逆が萌すようなことがあってよいでしょうか。孔子が魯の司冦 意は上を侮り、事は醜悪、大逆の罪に次ぐものであります。ぜひ [太尉府からも] 担当者を派遣し、この 閣下はそもそも宰相の大任にあられ、しかも軍事の総括を職としておられます。辺境の有事でさえそれ 臨時の職としてのことでした。しかし彼が身分僣越の萌芽を摘み、 (司徒府、司空府を指すであろう) の出方を見ることにしよう。」 応劭はそれに対し 就任三月にして悪人たちは国外に逃げ、 (太尉府の属僚の一、諸般の政治論議を行う) であったが、 門を飾り、 村の門を閉ざさずとも治安は守られ、 天子の尊厳を明らかにし、またこ 『漢書』は政治の大本に わずかな不軌の予 わが府の所轄では

後漢末の弓矢乱射事件と応劭の刑罰議論

ると彼は見分を委細に皇帝に報告した。やがて霊帝より詔が下り、悪を憎むこと、当人一身にとどめよ(『公羊 盛も大いに悟り、令史を遣わして応劭にわびた上で、小間使いに命じて応劭自身を現場実検に赴かせ、戻ってく 法を定めるべきであります、必ずしも人々のあり方に倣って法を定める必要はございません。」ここに至って鄧 『詩経』(大雅文王)にも申しましょう、文王の言行を規範とすれば、万国は誠信を示す、と。 人々を導くために

伝』昭公二十年)とのことで、 (霊帝光和中、雒陽男子夜龍以弓箭射北闕、吏収考問、 龍は重罪に処されたが、陽は連座を免れた。 辞「居貧負責、 無所聊生、 因買弓箭以射」。近射妖也。 其

注:風俗通曰、 後車騎将軍何苗、 劭時為太尉議曹掾、 吏士呵縛首服。 龍従兄陽求臘銭、 与兄大将軍進部兵還相猜疑、 白公鄧盛、「夫礼設闕観、 因是遣中常侍・尚書・御史中丞・直事御史・謁者・衛尉・司隷・河南尹・雒陽令悉会 龍仮取繁数、 対相攻擊、 頗厭患之、 所以飾門、章於至尊、懸諸象魏、 陽与銭千、 戦於闕下。苗死兵敗、 龍意不満、 殺数千人、雒陽宮室內人焼尽。 欲破陽家、因持弓矢射玄武東 示民礼法也。

於趣舍 曰、「丞相邴吉以為道路死傷、 步過者趨。 明公既処宰相大任、 折僣溢之端、 必有所害。掾史尓乃悅服、 大漢之朝、 今龍乃敢射闕、 消繊介之漸、 焉可無乎。 加掌兵戎之職、 意慢事醜、 既往之事、京兆・長安職所窮逐、 明公恬然謂非己。詩云、『儀刑文王、万国作孚。』 従政三月、悪人走境、 漢書嘉其達大軆。 次於大逆。宜遣主者参問変狀。」公曰、「府不主盗賊、 凡在荒裔、 謂之大事、 令龍所犯、 邑門不闔、 何有近目下而致逆節之萌者。 而住車問牛喘吐舌者、 然中外奔波、 外収強齊侵地、 邴吉防患大予、況於已形昭 当為人制法、 內虧三桓之威。 **豈軽人而貴畜哉、** 孔子摂魯司冠、 当与諸府相 何必取法於人。」 区区小国 故車過者下、 頗念陰

於是公意大悟、 遣令史謝、 申以鈴下規応掾自行之、 還具条奏。 時霊帝詔報、 悪悪止其身、 龍以重論之、

安の醸成と民衆間に高まりつつあった閉塞絶望の空気があったに違いなく、そうした時代風潮への認識、 釈している)が生活に困窮して自暴的に犯行に及んだという事実の背後にも、黄巾の乱に向かう貧富の拡大、社会不 せり、黄天まさに立つべし」のスローガンのもとに黄巾軍が蜂起し官府を焼き討ちするのはこのわずか後のことであ 廷に与えた動揺がただならぬものであったことは、多数の高官がその実地見分に動員されていることからも明らかで 事件の概要は以上である。 **貧民の夜龍(この奇妙な名前につき応劭は「龍なる者は陽類にして君の象なり、夜なる者は不明の応なり」と注** 朝廷に早急厳重な対処を迫ったものと思われる。 とりわけ後漢末、皇帝と王朝の権威が急速に衰退に向かう時期だけに、ことは重大であった。「蒼天すでに死 一介の貧民が三本の矢を宮門に向け放った、高々それだけのことに過ぎないが、 危機感が 時の朝

えば御史中丞は たことを示してい れ掌り、 れていることは、この事件が後にも述べるように皇帝の至尊を侵犯する性質のものであったゆえ、 さてこのたび派遣された高官のうち、 河南尹・洛陽令は洛陽宮を含む行政地域の長たるがゆえ、その職務上の責任を問われたものであろう。 「百寮を糾察す」る (衛宏 御史中丞・司隷校尉は非違の検挙を、 『漢儀』)ことを本来の任務としており、それが一平民の事件にも動員さ 衛尉は宮殿内の警護兵の統率をそれぞ 特別の重視を受け

は、 は、 御史中丞に統率される御史 皆な百官を糾察し、 則ち二人、 威儀を監し、 州郡を督す、…)」(『続漢書』百官志三:直事御史とは、この更直に当たる二人の御史のこ 違失有れば則ち劾奏す (侍御史)も非違の挙劾を職掌とし、とりわけ、「凡そ郊廟の祠及び大朝会・大封拝に (注:蔡質漢儀に曰く、 其の二人は更直 す。 省中に執法せる者

側近に近しい官職系統であったことに注意される。 官を概観したとき、 と、とくに霊帝期はいわゆる十常侍の権勢を極めた時期であったことは、改めて言うまでもないであろう。以上の諸 侍などと共に関与している事例も見られる。最後に中常侍は宦者として君側で顧問応対に与る枢密の職であったこ になり、 た。尚書はもと天子の書記局として置かれたが、前漢後期以降、次第に政治の枢密に関わる事務全般を処理するよう とであろう)とあるように祭祀朝会の儀礼進行を督察する役目を負った。また謁者は であるにとどまらず、天子を中心とする礼的秩序の重大な侵害として認識されたことを、これら官僚の動 儀礼の進行をつかさどり、また出でては天子の特使として地方視察、特派兵の統率、 示唆しているのではなかろうか。そのことを確かめる前に、応劭の言葉にある「大逆」の法概念について一通り確認 (『漢書』百官公卿表上)、中でも常侍謁者五人は「殿上の時節威儀を主る」(『続漢書』百官志二)とあるごとく宮中 儀礼の監督などに関わるものの多いことも指摘できる。こうして見るなら、この事件が単なる貧民の不法行為 後漢には政務の中枢機関となったことは周知の所である。 尚書・中常侍・御史中丞・直事御史は形式的ながら少府に、謁者は光禄勲に属しており、天子の かつ、御史、 司隷校尉はもとより、 加えて、大逆不道に渉る大罪の劾奏・案験に中常 祭儀の監護などの任務を帯び その他の官にも重大な非違の 「賓讃し事を受くるを掌」り 員の事実が

2 大逆罪について

る。 応劭は、 漢代の大逆罪については、古くは沈家本、程樹徳らが漢律の集成分類を行う中で取り上げているが この事件を「盗賊のこと」と片付けようとする太尉鄧盛に対し、これが「大逆に次ぐ」ものであるとす (『漢律摭遺』

天子自身への危害が「危宗廟」の表現をもって記されたのである。すなわち、漢代の大逆罪の対象を一言で括るな が、大庭氏の指摘した(a)のカテゴリーにちょうど該当する。(b)については、漢代において宗廟が国家、 よる。 と等しなみの重さを以て扱われたことは、かの酎金律を見ても明らかであろう。ゆえに大庭氏も述べるよう、国家や の大逆罪に関する専論の中で、大逆罪の内容として皇帝の暗殺、皇帝の廃立、皇帝への呪詛、の三要因を挙げている (c)皇帝もしくは国家への侮辱行為(⑤)、(d)国家への背反行為(⑦)、となろう。近年、 漢代において不道罪の一構成要素をなした大逆罪の範畴について検討を加え、その内容として①皇帝位の簒奪・廃立 れば、(a)皇帝もしくは皇太子への直接的な危害行為(①、④、⑥)、(b)宗廟とその付属物の物的毀損 への加害、⑦敵国への帰順など国家への背反行為 未遂、②皇帝の身への加害、③宗廟及びその器物の破壊、④皇帝への呪詛、⑤国家、皇帝への悪言、⑥皇太子、 『漢律考』)、その内容について詳しく検討を加えたのは大庭脩氏であった。氏は「漢律における不道の概念」の中で、(②) なお①が既遂、 即ち成功した場合には罪に問われぬこと、言うまでもないであろう)。これらをさらに大別す (唐律の謀叛に相当)、を挙げている (分類ならびに番号は筆者に 中国でも呂麗氏が漢代 (3)

狀にして手づから其の父を殺せば、則ち手を下すの日、 すは大逆を以て論ずと。帝之を疑う。武帝、 く、「夫れ『継母は母の如し』と、明らけし母に及ばざるも父に縁るの故に、之を母に比するなり。今、継母無 廷尉囚を上すらく、防年の継母陳論、 時に年十二、太子為りて旁に在り、 防年の父を殺し、防年因りて陳を殺す、 母恩は絕てり。宜しく殺人者と同じうすべし、宜しく大 帝遂に之に問う。太子答えて曰 律に依るに、

ところで、両氏が挙げた諸類型になお包摂されぬと一見思われる事例として、次のようなものがある。

国家・天子への直接間接の侵害行為、と言い表しうる。

七

逆とともに論ずべからず」と。之に従う。

(『通典』巻一六六)

定を反映しているか、疑問なしとはしない。敢えて解するなら、人倫の大綱たる孝を破る行為が道徳規範の根底を否 定するものとして、国家・天子への叛逆と同等に扱われたのかも知れない。 同様の記事は史記漢書には見えず、「律に依るに、母を殺すは大逆を以て論ず」との言葉が果たして本当に漢律の規

ず。殺せし者も亦た竟に絕ち、誰たるやを知る莫し。吏、解を奏して無罪とす。御史大夫公孫弘、議して曰く、 だし。大逆無道に当てん」と。遂に郭解翁伯を族す。(『史記』游侠郭解伝 軹に儒生有り使者に侍して坐す、客、郭解を誉むるに生曰く、「郭解は専ら姦を以て公法を犯す、何ぞ賢と謂 んや」と。解が客聞き、此の生を殺し、其の舌を断つ。吏、此を以て解を責むるも、 布衣にして任俠を為し権を行い、睚眥を以て人を殺す、解知らざると雖も、 此の罪、 解は実に殺せし者を知ら 解の之を殺すより甚 わ

外は寬にして内は深し(いわゆる深文、すなわち法適用が厳酷である)」(『史記』平津侯列伝)という公孫弘の主導 常法を破り、国家の統治をゆるがすものとして、大逆の罪によって断罪されたものであろう。「人となり意に忌み、 この事例では、大侠の郭解が些細な怨恨によって殺人をほしいままにしていることが、平民にして「行権」すなわち のもと、国家への背反行為として拡大的に解釈された事例と見なすことができる。

るの時、射て上林苑門に中るに坐す。宣、吏に下され罪に詆てらるに、以て大逆と為し、族に当たり自殺す。 右扶風と為るに、成信を怨み、信、亡げて上林中に蔵れ、宣、郿令をして信を格殺せしむるに、 吏卒、

〔『史記』 酷吏減宣伝

に損傷をきたす恐れが予見されながら敢えて格殺を命じた所に、宣の責任が問われたものであろうか。上林苑はもと たため、大逆の罪に問われて族刑に当てられたのであった。上林苑に身を隠していた成信を攻撃すれば、 この事例では、 減宣が怨恨を持つ属吏の成信を郿県の吏卒に格殺させた際、信を射た矢が誤って上林苑の門に命中し 苑の施設

即ち間接的侵害と見なされた一例と考えられ、 身その一人であった)の盛んに登用された武帝後期の苛酷な法適用を背景としつつ、天子宗廟への侵害に亜するもの より禁苑として天子の専有物に属し、しかもそこは宗廟祭祀の犠牲を供する場でもあった(『漢書』 **衡典上林禁苑、** 共張宮館、 為宗廟取牲」)。故にその門も天子と宗廟を象徴するものであったはずである。 かつ本稿で取り上げた弓矢事件に類するものとして注意したい 循吏龔遂伝 酷吏 (宣自 小水

数万人にも上り 逆罪が利用されたのであった(『後漢書』孔融伝。但し『三国志』崔琰伝裴注の同様の記事には大逆の語は見えな うした恣意性ゆえ、 るに大逆を以てし、 家の象徴とし、 傾向のあったことは、 これらのように、 それが明瞭な物証を伴わない以上、間々伝聞に依らざるを得ず、故に巫蠱の乱では大逆の罪に連座した者たちが それへの背反と捉えるか、解釈に幅が生じうるからである。さらに皇帝への呪詛や悪言などの行為 (『漢書』 漢末、 皆な之を誅滅し、財物を没入す」(『後漢書』宦者侯覧伝)との横恣を極めることにもなった。 厳酷な執法の吏によって、 天子・国家への侵害を内容とする大逆罪の、本質的に蔵した特徴であった。何を以て天子や国 江充伝)、また後漢では宦官侯覧の兄が益州刺史として「民に豊富なる者有らば 曹操が孔融を刑殺した際にも、 個々の事件が時に拡大的に大逆の範畴に属するものとして解釈され 彼の発言に簒奪を示唆し朝廷を誹謗する語のあった廉で大 輒ち誣す . る

は次の三国魏に入ると明確に律文に規定を持つようになる。 対して引き当てられたこと、 以上、漢代において大逆罪は皇帝とその諸子への人身的危害、 またその対象範囲が時として拡大的に解釈されたことを述べたが、こうした漢律 宗廟の毀損、 および国家への反逆を象徴する行為に

又た賊律を改め、 孫には及ばず。 謀反大逆に至りては、 但だ言語を以てし及び宗廟園陵を犯さば、 臨時に之を捕え、 或いは汙瀦し、 之を大逆無道と謂い、 或いは梟菹し、 要斬す。 其の三族を夷げ、 家属従坐し、 祖父母

後漢末の弓矢乱射事件と応劭の刑罰議論

不沒有公司的事件。从名公开信息

には在らず、

悪跡を厳絕する所以なり。

は、ここに明確な律文上の規定を持つことになった。同時にまた、漢代にあっては大逆の一範畴をなした謀反が「謀 きるであろう。先述のように時に深文の吏によって大逆と断罪されることのあった宗廟園陵への直接間接の侵犯行為 「ただ言語を以てし、及び[実に]宗廟園陵を犯せば」、すなわち一見軽微な言語による侵犯行為でさえ大逆無道とない、 後者に、大きくは分けられたことになろう((d) は曹魏代には詳細不明だが、後に唐律では十悪の一つ「某叛」と 反大逆」として分離され、別格の重刑に当てらたことも分かる。先述の大別でいえば(b)(c)が前者に、(a)が る、との含意を持つ表現からは、漢代いわばグレーゾーンであった領域を規定上に確定する志向を見て取ることがで して某反・某大逆とは別カテゴリーをなすことになる)。

降って唐律において、謀反、謀大逆はそれぞれ十悪の一つとして定められた。『唐律疏議』(5) 名例律に次のようにい

は莫し、故に大逆と曰う。 及び宮闕を毀つを謀る)。疏議に曰く、此の条の人、紀を干し順を犯し、道に違い徳に悖る、逆これより大なる 十悪、……一に曰く謀反(謂うこころ社稷を危うくするを謀る)、……二に曰く謀大逆(謂うこころ宗廟 山陵

これについて滋賀秀三氏は次のように説明する。(6)

に注意する必要がある。」 権威を象徴する重要な営造物を破壊する―それによって皇帝の権威に重大な侮辱を加える―行為を意味していたこと 「現代人は大逆の語から至尊の人身に対する攻撃を連想しやすいけれども、唐律ではそうではなくして、…皇帝の

皇帝や国家への直接の危害を謀反とする一方、象徴的建造物への侵害を大逆として規定する唐律の概念が、 曹魏に

おける謀反大逆と大逆無道の分離に淵源することは明かであろう。

え、こうした時流の転換がもたらされたのであろうか。応劭自身の言説と思想の中にそれを読み取ってみたい 必ずやこうした法改編に向かう時流の転換があったに違いない。それではなぜ、換言すればいかなる意識の変化 で済まそうとする太尉鄧盛に対して応劭がそれを「大逆に次ぐ」ものと主張した、のみならず時の朝廷が先述のごと 重大な罪状を謀反として分離していくさまを簡単に見たが、かの漢末における宮闕乱射事件において、事を「盗賊 くこの事件に深甚な注意を向けた、さらには一愚民がその行為によって兄を連座せしめうると考えた、その背景には 以上、漢代の大逆の対象に時に含まれた宮闕などの毀損行為が、曹魏から唐にかけて明文化されるとともに、より

3 礼と法をめぐる応劭の考え

も、「上を侮る」、すなわち究極的には皇帝への侮辱行為となり、かつ、皇帝を頂点とする身分秩序すなわち礼の侵犯 民礼法)」場所であったがためであった。ゆえにそこに矢を射かけるとは、たとえそれが門闕に破損をもたらさずと ともなるであろう。そこが民への礼教宣布の象徴的場所であればなおさらのことである。 を指摘している。こうした彼の傾向は、ここでの議論にもよく現れている。このたびの乱射事件を応劭が重大視した のは、まず射撃対象となった門闕が「天子の尊厳を明らかにし(章於至尊重)」、さらに「民に礼と規範を教える(示 池田秀三氏は、応劭が『風俗通』の中で国家秩序の強化を志向し、儒家ながら強い法家的な思想傾向を見せたこと

た。―「この頃、世は乱れ、民は長上を凌ごうとしておりますゆえ、いかに努めて君を尊び臣を卑下しようとも、ま 礼楽崩落へ向かおうとする動乱の世であればこそ、漢末魏晋の人々は礼に基づく身分秩序の立て直しを強く意識し における法の改定、 なるはずであること、同じく既に訳文に反映させた通りである。応劭は、前者を強調することによって、(S) ため」、臣民のために法を定め、彼らを導いていく意でなければならないであろう。ゆえにそれと対置される、これのめ、臣民のために法を定め、彼らを導いていく意でなければならないであろう。ゆえにそれと対置される、これ も直訳すれば「法 を定めるべし(当為人制法)」、とは即ち、先掲の訳文に既に解釈を反映している通り、上に立つ者が率先して「人の かくして、彼は法たるもの、 [の趣旨]を人より取る(取法於人)」とは逆に、臣民の現実の様態に即して法を定める、の意と 厳刑化を主張する。先に述べた三国期における大逆罪をめぐる法の改編は、こうした彼の主張に 上が率先して下々を風教に導くものであることを述べる。直訳すれば「人がために法 時代転換期

まさしく沿うものといえるであろう。

4

とが改めて確認できるであろう。また、その背景に、当時の不安定な社会国家の情勢と、それゆえの朝野に於ける秩 序再構築への模索があったことを、以上からうかがい見ることもできるであろう。筆者はかつて別稿で応劭の れる刑法への関心の高まりと、礼学議論の隆盛や礼典編纂に見られる礼の重視とは、 思潮のひとつの現れでもあった。こうして見るなら、漢末魏晋期における肉刑復活の議や律令法典の編纂などに見ら から魏晋時代へかけての制度上・文化史上の一転換が現れているのではなかろうか。 応劭は以上の議論の中で、礼的秩序の重視と、それゆえの刑罰の厳正化を主張した。またそうした主張は、 が時代転換期を象徴する書物であったことを述べたが、以上にみた彼の刑罰と礼をめぐる議論にも同様に、 密接な内的連関を持っていたこ 当時の

- 注(1) 局、二〇〇九年に再収) いては、祝総斌「略論晋律之、儒家化」」 令への道」第一、二部(『東方学報』七二、七三、二○○○年、○一年)など。また魏晋律と儒教的規範との関係につ 洋文化』六〇号、一九八〇年、のち同氏『律令制と東アジア世界』汲古書院、一九九四年に再収)、冨谷至 魏晋時代の法典編纂とその歴史的意義については、近年の代表的なものとして堀敏一「晋泰始律令の成立」 など。 (原載『中国史研究』一九八五―二、のち同氏『材不材斎史学叢稿』中華書 「晋泰始律
- 2 大庭脩「漢律における不道の概念」(原載 九八二年に再収 『東方学報』二七、一九五七年、 のち同氏 『秦漢法制史の研究』
- 3 呂麗「漢"謀反、、、大逆、、、大逆不道、辨析」(『社会科学戦線』二〇〇三一六)。

後漢末の弓矢乱射事件と応劭の刑罰議論

 $\widehat{4}$ 内田智雄氏も『晋書』刑法志のこの一条につき「かかる言語をもって天子に不敬をなす行為や、 天子の宗廟や園陵を

合のあったことは先述の通りである。 略」についての二、三の問題(下)」、 冒涜毀損する行為を、従来は大逆無道あるいは大逆不道とはしていなかったことを暗に示すもの」とする(「魏律 『同志社法学』五七号、一九六○年)。但し漢代すでにそれらが大逆とされる場

- 5 反、二曰謀大逆、…」(『隋書』刑法志)とある。 唐律に先んじて、 北斉律では「一曰反逆、二曰大逆」、隋律では「又置十悪之条、多採後斉之制而頗有損益、 日謀
- (6) 『訳注日本律令五 唐律疏議訳注篇一』(東京堂出版、一九七九)。
- $\widehat{7}$ 池田秀三「『風俗通義』研究緒論(上)」・「同(下)」(『中国古典研究』三八・三九号、一九九三・一九九四年)。
- 8 この文における「法」を規範と訳したのは、「礼法」の語の当時における一般的用例に照らしてのことである。 お規範一般が含意されていることには注意しなければならない。 法行為と刑罰に関わる議論であることからも推察される。ゆえに後出の「法」は敢えて法律と訳したが、そこでもな し、ここで「法」が広く規範一般を含意しながら、特に法律を強く意識していたであろうことは、この文章全体が不
- 9 なお、このように見てきたとき、彼における礼・法をめぐる思想が、荀子のそれに極めて近いことが看取されよう。 例えば『荀子』性悪篇に次のようにいう。 古者聖王以人性悪、以為偏険而不正、悖乱而不治、 是以為之起礼義、 制法度、 以矯飾人之情性而正之、 以擾化人之

情性而導之也、始皆出於治、合於道者也

換言すれば、後漢末における思想的潮流の一環として以上の応劭の議論を位置づけなければならないであろう。 著書の中で応劭については取り上げていないが、彼も荀学を継承する学者の一人として数え入れてよいと思われる。 における荀子の広範な影響については馬積高氏が詳述する(『荀学源流』上海古籍出版社、二〇〇〇年)。馬氏はその 底することは明らかであろう。応劭における荀子の影響については池田氏も示唆しており、 人の本来の性を悪とし「之が為に礼儀を起こし法度を制す」との表現が、応劭の「人が為に法を制す」との言葉に通 また後漢末の思想家たち

(1) 類似の表現と論理は、たとえば『淮南子』泰族訓にも見える。

聖人之治天下、非易民性也、 '……人之性有仁義之資、 拊循其所有而滌蕩之、故因則大、化則細矣。……故先王之制法也、 非聖人為之法度而教導之、 則不可使郷方。 故先王之教也、 因其所喜以勧善、 因民所好而為之節

同会議の席上で貴重な意見を賜った Emmerich 教授、徐世虹教授はじめ諸氏にはこの場を借りて改めてお礼申し上げたい。) (本稿は、二〇一二年夏にドイツ・ミュンスター大学における学術会議で行った同題の発表をもとに加筆補訂したものである。 11 「応劭「漢官儀」の編纂」(『関西学院史学』三三、二〇〇六年)。 うに道家の治道を批判していることにも注意したい。 後漢後期の綱紀紊乱に対して法治の強化を説いた崔寔が、その著『政論』(『後漢書』本伝所引)の中でやはり次のよ 応劭の議論が、こうした道家的な法、治道に関する議論を意識し、それへの反論としてなされていることは疑いない。 是以梁肉理疾也。以刑罰理平、 蓋為国之法、有似理身、平則致養、疾則攻焉。夫刑罰者、治乱之薬石也。德教者、興平之梁肉也。夫以德教除残 夫熊経鳥伸(『荘子』刻意篇)、雖延歷之術、非傷寒之理。呼吸吐納(『淮南子』精神訓)、雖度紀之道、非続骨之膏。 三王之蒞政施教、 悪以禁姦、故刑罰不用而威行如流、政令約省而化耀如神。故因其性則天下聴従、沸其性則法県而不用。 必用参五。何謂参五。仰取象於天、俯取度於地、 是以薬石供養也。方今承百王之敝、 中取法於人、…… 値厄運之会。…… 昔者、

五帝